

第6回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項
剰余金の配当等の決定に関する方針
連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

株式会社 **コムズ** ホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称			第6回新株予約権
発行決議の日			2015年5月29日
新株予約権の付与日			2015年6月1日
新株予約権の数			1,516個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）			当社普通株式 227,400株 (新株予約権1個につき150株)
新株予約権の払込金額			無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注1）			新株予約権1個につき101,100円 (1株につき674円)
権利行使期間			2015年6月1日から 2025年5月29日まで
行使条件			(注2)
役員の保有状況	取締役 (監査等委員・社外取締役を除く)	新株予約権の数：	404個
		目的となる株式数：	60,600株
		保有者数：	1名

(注) 1. 2016年4月1日開催の臨時株主総会において、2016年4月20日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 第6回新株予約権行使の条件

- ① 新株予約権者は、(ア)2015年6月1日現在において当会社議決権株式の過半数を保有する株主（以下、「本株主」という。）が、グループ会社（本株主に投資上のアドバイスを提供する会社及び同社がサービスを提供するファンド並びにこれらが投資上のアドバイスを提供する会社、法人、組合その他の団体及びこれらの関係会社その他の関係者）に属さない第三者に対してその保有する当社の株式を譲渡する場合（当該譲渡の結果本株主が当会社に対して直接に有する議決権の比率が66.7%未満（希薄化後）となる場合及びこれ以降の一切の譲渡に限る。以下、「本株式第三者譲渡」という。）又は(イ)当会社の株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場されることを条件として、またそれらの場合に限り、(ア)の場合は、本株式第三者譲渡後当該譲渡の実行日が終了するまでの間において、また、(イ)の場合は、上場日又は登録日以降において、それぞれ新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権は、辞任、退任、解任等の理由の如何を問わず、当会社及び当会社の子会社の取締役、執行役員又は従業員（当社が別途定める要件を満たすアルバイト及び契約社員を含む。）の地位を失った場合（但し、取締役の場合は、任期満了後直ちに再任された場合を除く。）、新株予約権を行使することができないものとする。但し、退職後も新株予約権の行使を認める旨の当会社取締役会の承認があった場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使はできないものとする。但し、新株予約権者の死亡後もその新株予約権を相続した者による新株予約権の行使を認める旨の当会社取締役会の承認があった場合は、この限りではない。

- ④ 新株予約権者は、本株式第三者譲渡がなされた場合、その実行日の翌日以降、当該新株予約権者が保有するいかなる新株予約権も行使できないものとする。
- ⑤ 本要項に規定される条項の下で行使できなくなった新株予約権は、消滅するものとする。

② 当事業年度中に当社及び当社の子会社の使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,450
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,600

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などの確認の上、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2017年5月30日付取締役会で決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」の概要は、次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・原則として毎月1回、必要があるときは随時開催される取締役会において意思決定される重要な職務の執行に関する事項が、法令、定款及び取締役会規則等の社内規程に適合するよう、業務を執行しない社外取締役、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）により監督を行う。
- ・取締役は法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、コンプライアンス規程及び企業行動規範に基づき、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進する。
- ・使用人に対しては、コンプライアンス規程の運用や研修システムなどを活用したコンプライアンス教育及び企業行動規範により、法令・企業倫理の遵守を徹底する。
- ・コンプライアンス規程に基づき、定期的に代表取締役直轄のコンプライアンス委員会を開催し、徹底すべき事項を特定の上、取締役及び使用人にコンプライアンスの教育・啓蒙を行う。
- ・業務における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。
- ・適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査室による監査を実施する。
- ・内部通報制度として、コンプライアンス全般におけるヘルプラインを設置する。
- ・当社は、企業行動規範において、反社会的又はこれらに類する団体や個人との関係を一切持たない旨定めている。また、反社会的勢力への対応マニュアルを定め、これに基づき、警察をはじめとする外部の専門機関との連携を図るなど、組織全体で速やかに対処する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び保存期間など管理方法を定めた文書管理規程、情報システムセキュリティ規程、その他の関連規程に則り、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に基づき、定期的に代表取締役直轄のリスク対策委員会を開催し、管理本部が当社グループのリスクを網羅的に把握・管理する。また、管理本部は、各部署のリスク対策委員とともに対応策を検討し、リスクの最小化に努める。
- ・内部監査室は、リスク防止の観点から、各部署のリスク管理状況に関する内部監査を行い、その結果を代表取締役・監査等委員会・リスク対策委員会に報告を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会が原則として毎月1回、必要があるときは随時開催されるほか、法令に従い書面にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- ・決裁権限規程によって各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。
- ・中期経営計画の基礎である毎年度の基本的な経営方針・計画を軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i) 当社は、子会社を統括する本部を、グループ会社管理規程で定め、これに基づき重要事項を承認又は報告を受理し、子会社の適正な管理を行う。
 - ii) 当社は、子会社の決算、営業状況その他重要な業務執行状況について、当社取締役会において、定期的に報告を受ける。
- ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制
 - i) リスク管理に関するリスク管理規程を子会社との共通規程として定め、当社グループ全体のリスクを網羅的に管理する態勢を構築する。
 - ii) 当社内部監査室が、当社グループ全体を対象とした内部監査を実施する。

- ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画等で定める当社グループの戦略に基づき、管理本部が中心となって子会社の経営管理・指導を行い、当社グループ全体の業務の効率化及び適正化を図る。

- ・子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) コンプライアンス委員会で子会社のコンプライアンスに関する管理を行い、当社グループ全体のコンプライアンス態勢の確立を図る。
 - ii) 子会社が適法・適正な業務執行を行っているかどうかを確認するため、内部監査室による監査を実施する。
 - iii) 子会社の取締役及び使用人も利用できる当社グループ共通の内部通報制度として、ヘルプラインを設ける。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性を確保する。

⑦ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会の職務の補助をすべき取締役（監査等委員を除く）及び使用人に関する体制並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - i) 監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助する。内部監査室の使用人の任命、人事異動（異動先を含む。）・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員を除く）からの独立性を確保するものとする。
 - ii) 内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うものとする。
 - iii) 監査等委員会は、監査業務の補助に足る能力と知識を有する補助使用人を独自に置くことができる。
 - iv) 補助使用人は、専任であることを要しないが、監査等委員会の指揮命令権を他より優先するとともに、当該補助使用人の任命、人事異動（異動先を含む。）・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の同意を必要とする。

- ・当社グループの取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - i）取締役会以外の重要な会議等についても、監査等委員が出席し意見を述べる機会を確保する。
 - ii）監査等委員会は、必要に応じて、当社グループの重要情報を閲覧又は謄写し、取締役（監査等委員を除く）及び使用人に対してその説明を求めることができる。
 - iii）取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく通報内容、その他監査等委員会が必要と認めた事項について監査等委員会に報告する。
 - iv）監査等委員会に報告を行った者又は内部通報システムに情報を提供した者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。
 - v）監査等委員会は、代表取締役、内部監査室及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。
- ・監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に係る費用を当社に対して請求した場合は、監査等委員の職務に必要なでないと認められる場合を除き、当社は当該費用を負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は次のとおりです。

- ・当事業年度においては、取締役会を19回開催、監査等委員会を17回、コンプライアンス委員会及びリスク対策委員会をそれぞれ4回開催しました。
- ・使用人に対するコンプライアンスの啓発活動として、コンプライアンス通信を原則として毎月配信しました。
- ・フランチャイズ加盟店に対するコンプライアンス啓蒙活動として、コンプライアンス通信を原則として毎月配信しました。
- ・ヘルプライン窓口に入電された情報は、コンプライアンス委員会で情報共有を図るとともに、適切に対応しました。

- ・内部監査室は、子会社を含めた当社グループの事業拠点（事務所、店舗及び工場）に対して、業務執行の適正性や法令等の適合性に関する内部監査を年間延べ65部署・拠点に対し行いました。
- ・内部監査室が監査等委員会の職務を補助しており、監査等委員会と内部監査室は相互に連携して内部統制システムの強化を推進しております。
- ・内部統制システムを活用して組織的に監査活動を行うために、監査等委員会は内部監査室に直接の指示を出し、内部監査室から報告を受けております。なお、社長からの指示と監査等委員会からの指示が異なる場合には、監査等委員会の指示を優先します。
- ・当社は、グループ会社管理規程に従って、事業会社である子会社から必要事項の報告を受けています。

（6）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案した上で、連結配当性向50%程度を目標としております。なお、内部留保資金については、借入金返済等の財務体質の強化に充てるとともに、戦略的な成長投資に充当することにより企業価値向上に努める考えであります。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。その決定機関については、株主の皆様への利益配当をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、「法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

連結持分変動計算書 (2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素	親会社の所有者に 帰属する持分合計
2019年3月1日残高	562,453	13,109,010	16,754,568	△973,107	△8,096	29,444,828
会計方針の変更			△348,336			△348,336
2019年3月1日残高 (修正再表示後)	562,453	13,109,010	16,406,232	△973,107	△8,096	29,096,491
当期利益			5,375,547			5,375,547
その他の包括利益					△265	△265
当期包括利益合計	—	—	5,375,547	—	△265	5,375,282
新株予約権の行使	50,963	38,305				89,268
株式報酬取引		13,741				13,741
配当金			△2,286,317			△2,286,317
自己株式の取得		3,220		△3,220		—
自己株式の処分		△68,386		966,226		897,840
所有者との取引額合計	50,963	△13,120	△2,286,317	963,006	—	△1,285,468
2020年2月29日残高	613,416	13,095,890	19,495,462	△10,101	△8,361	33,186,306

	非支配持分	資本合計
2019年3月1日残高	33,112	29,477,940
会計方針の変更		△348,336
2019年3月1日残高 (修正再表示後)	33,112	29,129,604
当期利益	△6,524	5,369,023
その他の包括利益	353	88
当期包括利益合計	△6,171	5,369,111
新株予約権の行使		89,268
株式報酬取引		13,741
配当金		△2,286,317
自己株式の取得		—
自己株式の処分		897,840
所有者との取引額合計	—	△1,285,468
2020年2月29日残高	26,941	33,213,247

注：記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- ① 連結子会社の数 3社
- ② 主要な連結子会社の名称 株式会社コメダ

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産（デリバティブを除く）

(i) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とする事業モデルに基づき資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いにかかわるキャッシュ・フローのみが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産については、当初認識時、公正価値に直接起因する取引コストを加算して測定し、当初認識後は実効金利法を用いて償却原価で測定しております。

(ii) 公正価値で測定する金融資産

(i)以外の金融資産は公正価値で測定する金融資産に分類し、公正価値の変動額を純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅した場合、又は譲渡により実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。当社グループが当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、支配を保持していない場合には、当該金融資産の認識の中止を行っております。

(iv) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。また、各報告日において、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しており、

当該信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増大していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

なお、営業債権及びその他の債権については、過去の信用損失の実績に基づいて予想信用損失を見積り、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

② デリバティブ

当社グループは、変動金利借入金の金利変動のリスクをヘッジするために金利スワップ契約を締結しております。このデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

③ たな卸資産

たな卸資産は、取得原価又は正味実現可能価額のうちいずれか低い価額で測定しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれています。正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

たな卸資産の原価は、主として総平均法に基づいて算定しております。

(2) 重要な減価償却資産・償却資産の減価償却・償却及び減損の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

有形固定資産が複数の構成要素からなり、それぞれ耐用年数が異なる場合には、別個の有形固定資産項目として計上しております。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却については、有形固定資産は各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び附属設備 10－38年
- ・構築物 8－20年
- ・機械設備及び車両運搬具 6－17年
- ・工具、器具及び備品 3－10年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

なお、耐用年数の変更があった場合には、会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用されます。

② のれん

のれんは、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。

のれんは償却を行わず、毎第4四半期会計期間中又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損の方法については、④非金融資産の減損に記載しております。なお、のれんの減損は戻し入れられません。

③ その他の無形資産

その他の無形資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。

耐用年数の確定できる無形資産は当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって償却しています。

主要な無形資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

なお、耐用年数の変更があった場合には、会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用されます。

④ 非金融資産の減損

たな卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。

のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。

企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれん以外の資産について、過去に認識した減損損失は、報告日ごとにおいて損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れます。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

引当金は、貨幣の時間価値の影響に重要性があるため、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、金利スワップをヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジ手段は、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって継続的に評価しております。

当社グループは、金利スワップをキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しており、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めております。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、その他の包括利益から控除し、ヘッジ手段と同一の項目で損益に振り替えられております。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に損益で認識しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、若しくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

(5) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートによって換算を行っております。当初認識後、貨幣項目については、期末日における為替レートで換算替えを行い、公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値を算定した日の為替レートで換算を行っております。これらの換算差額は損益として計上しております。

なお、取得原価で測定されている非貨幣性項目は、換算替えを行っておりません。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債は、期末日の為替レートを用いて日本円に換算しております。収益及び費用については、当該期間の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートを用いて日本円に換算しております。為替レートに著しい変動がある場合には取引日の為替レートを用いて換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額はその他の包括利益として認識しており、在外営業活動体が処分された場合は当該期間に純損益として認識されます。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、IFRS第16号「リース」（2016年1月公表）（以下、「IFRS第16号」）を当連結会計年度から適用しております。

IFRS第16号は、従来のIAS第17号「リース」（以下、「IAS第17号」という。）及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」（以下、「IFRIC第4号」という。）を置き換える基準です。本基準の適用により、借手のリースは単一の会計モデルにより、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う債務を表すリース負債を連結財政状態計算書において認識することが要求されます。

IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

IFRS第16号への移行に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号及びIFRIC第4号のもとでの判断を引き継いでおります。適用開始日以降は、IFRS第16号の規定に基づき判断しております。

過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手としてのリースについては、適用開始日に、短期リース又は少額資産のリースを除き、使用権資産及びリース負債を認識しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料はリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

使用権資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却を行っております。

リース負債は、残存リース料を適用開始日における借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。当該追加借入利率の加重平均は0.252%であります。

前連結会計年度末においてIAS第17号を適用した解約不能オペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

解約不能オペレーティング・リース契約（2019年2月28日）	2,964
ファイナンス・リース債務（2019年2月28日）	1,502
解約可能オペレーティング・リース契約等	25,438
リース負債（2019年3月1日）	29,904

また、当社グループが貸手となるリース（当社が中間的な貸手となるサブリースを含む）については、原資産の使用に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースとして、原資産の認識を中止し、正味リース投資未回収額を連結財政状態計算書において認識しております。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の期首の営業債権及びその他の債権が25,323百万円、有形固定資産が2,577百万円、繰延税金資産が154百万円及びリース負債が28,402百万円、それぞれ増加し、利益剰余金が348百万円減少しております。なお、前連結会計年度において「その他の金融負債」に含めていたリース債務は、金額的重要性が増したため、独立掲記するとともに、前連結会計年度の連結財政状態計算書の組替えを行っております。

また、従来、解約可能オペレーティング・リースとして処理されていた、サブリースの一部に係る受取リース料は正味リース投資未回収額の回収として認識され、ヘッドリースの一部に係る支払リース料はリース負債の返済として認識されております。この結果、連結損益計算書において、従前の会計基準を適用した場合と比較して売上収益が2,099百万円減少しましたが、営業利益、税引前利益及び当期利益への影響は軽微であります。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権（流動資産）	818千円
営業債権及びその他の債権（非流動資産）	25,014千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 金融機関からの借入債務に係る担保に次の資産を供しております。

現金及び現金同等物	6,246,775千円
その他の金融資産	4,000,000千円
有形固定資産	2,794,707千円
合計	13,041,482千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	2,396,280千円
長期借入金	16,593,887千円
合計	18,990,167千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 5,521,435千円

(4) 財務コベナント

財務コベナントの内容は以下のとおりであります。これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済する可能性があります。なお、これに抵触する事象は生じておりません。以下のいずれの条項も、IFRSに基づく当社の連結財務諸表数値をベースとしております。

- ・各中間及び決算期末のレバレッジ・レシオを、2020年2月期中間は3.75、2020年2月期末以降は3.5以下に維持すること
- ・各決算期末における営業損益又は当期損益のいずれか一つ又は複数が赤字となった場合、その翌期における営業損益及び当期損益の全部を黒字にすること

5. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 46,083,600株

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株 式 の 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2019年4月17日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	1,135,564千円	25円00銭	2019年 2月28日	2019年 5月15日
2019年10月9日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	1,150,754千円	25円00銭	2019年 8月31日	2019年 11月25日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株 式 の 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2020年4月15日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	1,198,070千円	26円00銭	2020年 2月29日	2020年 5月13日

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 207,300株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク）や市場リスク（為替変動リスク・金利変動リスク・価格変動リスク）に晒されています。当該リスクを回避又は低減するために、所定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループの方針として、投機的なデリバティブは行わないこととしております。

① 信用リスク

当社グループは、F C加盟店オーナーに対し営業債権等（売掛金、リース債権等）の形で信用供与を行っています。

このF C加盟店オーナーの信用状況の悪化や経営破たんにより、営業債権等が回収不能となる信用リスクに晒されています。

当社グループでは、F C加盟店オーナーから保証金を受け入れるとともに、毎月、管理本部で取引先ごとに入金が遅延していないかモニタリングしており、遅延が認識された場合、各関連部署と連携をとり、その原因の調査、回収方法の検討を行い、債権の回収不能リスクの軽減に努めています。なお、営業債権及びその他の債権は、その大部分について回収期限以内に回収されております。

当社グループは土地の所有者が店舗を建設しその物件を賃借するにあたって建設協力金（その他の金融資産）を差し入れる場合があります。建設協力金（その他の金融資産）は、店舗の賃借期間にわたって回収するため、回収期間は長期（最大21年）にわたります。

ただし、店舗に賃借権を設定することにより、所有者が経営破たんにより変更した場合でも破たん以前と同様の条件で店舗を賃借することが可能であるため、建設協力金（その他の金融資産）に係る回収不能リスクは限定的と考えております。

差入保証金については、土地の所有者に対してその土地を賃借するために敷金、保証金を差し入れる場合があります。敷金、保証金は、土地の賃貸借期間終了時に再契約しない場合に回収するため、回収期間は長期（最大21年）にわたります。

店舗については、上記のとおり賃借権設定によりリスクは限定的と考えておりますが、土地の所有者の信用状況の悪化や経営破たんにより、敷金、保証金が回収不能となる信用リスクに晒されています。

② 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行できないリスクであります。

当社グループはF C加盟店オーナーのために店舗を建設するにあたって建設協力金（その他の金融負債）を預かる場合があります。建設協力金（その他の金融負債）は、店舗の賃貸期間にわたって返済するため、返済期間は長期（最大21年）にわたります。

F C加盟店オーナーから店舗運営の辞退、店舗譲渡の希望があった場合には、他に店舗運営を希望するF C加盟店オーナーから新たに建設協力金（その他の金融負債）を預かるため、返済リスクは限定的と考えております。

預り保証金については、当社グループがF C加盟店オーナーのために土地の所有者に対して差入保証金を支払う場合にはF C加盟店オーナーから敷金、保証金を預かります。この敷金、保証金は差入保証金と同様、再契約しない場合には返済するため、返済期間は長期（最大21年）にわたります。

当社グループでは、入出金の予定額と実際の入出金額から毎月資金管理表を作成し、流動性リスクを管理しています。また、取引金融機関と当座貸越契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っています。

③ 為替変動リスク

為替リスクは、当社グループの機能通貨以外の通貨による取引から生じております。当社グループは、投資に関連する為替変動リスクに晒されております。

④ 金利変動リスク

当社グループの借入金の変動金利であるため、市場金利の変動リスクに晒されております。変動金利借入金の金利変動リスクを低減するため、借入金の一部につき、金利スワップ契約を締結しております。

⑤ 価格変動リスク

当社グループは、金融商品から生じる価格変動リスクに晒されております。短期トレーディング目的で保有する金融商品はありません。金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている科目については、開示を省略しております。

(単位：千円)

科 目	帳 簿 価 額	公 正 価 値	差 額
そ の 他 の 金 融 資 産			
差 入 保 証 金	1,738,617	1,761,065	22,448
建 設 協 力 金	1,363,328	1,351,887	△11,441
借 入 金			
長 期 借 入 金	20,547,079	20,657,511	110,432
そ の 他 の 金 融 負 債			
預 り 保 証 金	3,777,648	3,794,670	17,022
建 設 協 力 金	2,575,504	2,572,773	△2,731

(注) 1年内回収及び1年内返済予定の残高を含んでおります。

上記の公正価値の算定方法は次のとおりであります。

- ・差入保証金及び建設協力金（その他の金融資産）

差入保証金及び建設協力金（その他の金融資産）の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを市場金利等で割り引いた現在価値により算定しております。

- ・長期借入金

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値に基づき算定しております。

- ・預り保証金及び建設協力金（その他の金融負債）

預り保証金及び建設協力金（その他の金融負債）の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを市場金利等で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 収益認識に関する注記

当社グループの売上収益は、IFRS第16号「リース」に基づくリース収益を除き、すべて顧客との契約から生じたものであり、当該契約に基づく財又はサービスの履行義務を次のとおり識別し、収益を認識しております。

- ・F C加盟店に対する食材等の卸売や直営店売上については、物品の引渡時点もしくはサービスが提供された時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。
- ・店舗開発収入については、工事請負契約に基づく一定の期間にわたり義務を充足し収益を認識しております。
- ・ロイヤリティについては、F C加盟店との契約に基づく義務を履行した時点で収益を認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の第三者のために回収した税金等を控除した金額で測定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	719円87銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	117円27銭
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	116円69銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2019年3月1日から2020年2月29日まで) (単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	562,453	462,453	12,797,340	13,259,793	3,086,071	3,086,071	△972,600
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	50,963	50,963		50,963		—	
剰余金の配当				—	△2,286,317	△2,286,317	
自己株式の処分			△37,254	△37,254		—	966,226
当期純利益				—	3,067,412	3,067,412	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—		—	
当期変動額合計	50,963	50,963	△37,254	13,709	781,095	781,095	966,226
当期末残高	613,416	513,416	12,760,086	13,273,502	3,867,166	3,867,166	△6,374

	株主資本		
	株主資本合計		
		新株予約権	純資産合計
当期首残高	15,935,717	27,397	15,963,114
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)	101,926		101,926
剰余金の配当	△2,286,317		△2,286,317
自己株式の処分	928,972		928,972
当期純利益	3,067,412		3,067,412
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	△12,657	△12,657
当期変動額合計	1,811,993	△12,657	1,799,336
当期末残高	17,747,710	14,740	17,762,450

注．記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～38年

構築物 15年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待の利用実績に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に係る注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	3,598,203千円
建物	494,114千円
土地	1,383,898千円
合計	5,476,215千円

(注) 担保に係る債務は、当社の連結子会社である株式会社コメダの借入金
19,100,000千円に係るものであります。

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	651,074千円
----------------	-----------

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	255,922千円
短期金銭債務	73,503千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	3,862,449千円
営業費用	68,400千円
営業取引以外の取引による取引高	1,580千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	3,977株
------	--------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,636千円
株主優待引当金	54,485千円
建物	45,277千円
土地	176,380千円
関係会社株式	502,043千円
新株予約権	4,349千円
その他	6,573千円
繰延税金資産小計	795,743千円
評価性引当額	△682,900千円
繰延税金資産合計	112,843千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注6)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱コメダ	100.0%	債務の保証 担保の提供 金銭貸借 経営指導 不動産の賃貸 業務委託 役員の兼任	子会社の銀行 借入金に対する 債務の保証 及び担保の提 供(注1)	19,100,000	—	—
				経営指導料の 受取(注2)	731,450	売掛金	226,701
				不動産賃貸料 の受取(注3)	106,260	売掛金	29,222
				手数料の支払 (注4)	68,400	未払金	17,550
				利息の支払 (注5)	1,580	未払費用	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社は、株式会社コメダの銀行借入に対して債務の保証及び担保の提供を行っております。なお、保証料は受取っておりません。
- (注2) 経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
- (注3) 不動産の賃貸料は、近隣の取引実勢に基づき、物件の所有、管理に係る諸経費等を勘案して決定しております。
- (注4) 手数料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

(注5) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、担保の提供は行っておりません。

(注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 役員又は主要株主等

属性	氏名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	臼井興胤	(被所有) 直接 0.3%	当社取締役	ストック・オプションの行使	57,477	—	—

(注) 1. 2014年11月28日開催の臨時株主総会及び2015年5月29日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 385円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 66円92銭 |